

高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業

委託要項

令和6年5月2日
大臣官房長決定

1. 趣旨

高度外国人材の呼び込みは、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点から我が国において大きな政策課題となっている。他方、それらの外国人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることが明らかになってきている。

これを受け、今後、全国の自治体や学校等へ横展開することを目指し、高度外国人材にとっての魅力的な教育環境となるモデル創出を行う。

2. 委託業務の内容

受託団体は、地域や学校、インターナショナルスクール等における高度外国人材子弟の受入れに資する教育プログラム等を開発するとともに、開発した教育プログラム等について、他の地域や学校等での実施が可能となるよう、関係者向けの手引きや教材等から成る実施マニュアルを作成する。

3. 業務の委託先

委託先は、以下のいずれかに該当する団体とする。

- ・地方公共団体
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校のいずれかを設置する法人
- ・各種学校認可を受けた外国人学校を設置する学校法人又は準学校法人

4. 委託期間

原則として契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、企画提案書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された企画提案書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託する団体等を決定し、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から14日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。